

計 画 投 資 省

-----

No.8909/BKHĐT-PC

投資法の施行の  
展開に関して

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

-----

ハノイ, 2020年12月31日

- 送付先： - 各（地方政府の）省、中央直轄市人民委員会；  
- 各（地方政府の）省、中央直轄市計画投資局；  
- 工業団地、輸出加工区、ハイテク区、経済区の管理委員会。

投資法（No.61/2020/QH14）（以下、「2020年投資法」という。）は、2020年6月17日の第14期第9回国会において可決され、2021年1月1日から効力を有している。現在、2020年投資法の幾つかの条項の施行のための詳細規定及びガイダンスに関する政令のドラフトは、（政府首相に）提出し、政府首相が署名し、公布するために、各政府メンバーの意見に従って、完成される場所である。同時に、計画投資省は、政府によって政令が公布された直後に適用するために、ベトナムにおける投資手続きの実施及び投資活動の報告のためのフォームをガイダンスするための通達をドラフトした場所である。

2021年1月1日からの2020年投資法の実施を確保するため、計画投資省は、貴機関が以下の幾つかの事項の実施を要請する：

**I. 2020年投資法の規定に従った、書類の受領及び処理、手続き**

1. 投資手続き実施に係る書類に関して：

2021年1月以降、投資方針承認、投資登録証明書、外国投資登録証明書の発給及び調整に係る手続き、並びに投資活動を実施するためのその他の各々の手続きを実施するための書類は、2020年投資法の規定が適用される；具体的には以下のとおり：

1.1. 投資方針承認に係る要請書類の受領機関：

a) 計画投資省は、2020年投資法第34条第1項及び第35条第1項の規定に従って、投資方針承認が国会、政府首相の権限に属する投資プロジェクトに対する、投資方針承認に係る要請書類を受領する。

b) 投資登録機関は、2020年投資法第36条第1項の規定に従って、投資方針承認が（地方政府の）省レベルの人民委員会の権限に属する投資プロジェクトに対する、投資方針承認に係る要請書類を受領する。

1.2. 投資方針承認に係る要請の審査に関する書類、内容は、2020年投資法第33条において規定される。

1.3. 投資方針承認が国会、政府首相及び（地方政府の）省レベルの人民委員会の権限に属する投資プロジェクトに対する投資方針承認に係る手順、手続きは、2020年投資法第34条、第35条及び第36条において規定される。

2. 投資登録証明書の発給手続きに関して：

2.1. 投資登録証明書の発給権限は、2020年投資法第39条において規定される。

2.2. 投資方針承認を必要としないプロジェクトに対する投資登録証明書の発給要請に係る書類は、（2020年）投資法第33条第1項に規定する各書類を含む。

2.3. 投資登録証明書の発給手続きは、2020年投資法第38条の規定に従って実施する。

2.4. 投資登録機関及び投資家は、長年に渡り確立されるとともに運営されてきた国家投資情報システム（旧称：国家外国投資情報システム）における投資手続きの実施を継続する。

3. 出資、株式購入、持分購入の形式に従った投資手続き：

3.1. 経済組織への出資、株式購入、持分購入を行う投資家は、2020年投資法第26条に規定された各要件及び手続きの実施を満たさなければならない。

3.2. 出資、株式購入、持分購入の登録手続きは、以下のとおり実施される：

3.2.1. （2020年）投資法第26条第2項に規定する場合において、外国投資家が出資、株式購入、持分購入を行う経済組織は、経済組織の本部が置かれている投資登録機関に対し、出資、株式購入、持分購入に係る登録書類を一式提出する。

（2020年）投資法第24条第2項に規定する各要件を満たす場合、投資登録機関の承認文書に基づき、外国投資家が出資、株式購入、持分購入を行う経済組織は、企業に関する法令及びそれぞれの種類の経済組織に対応するその他の法令の規定に従って、企業登録機関において会員、株主の変更手続きを実施する。

3.2.2. 出資、株式購入、持分購入の登録書類は、以下を含む：

a) 出資、株式購入、持分購入の登録文書は、以下の内容を含む：外国投資家が出資、株式購入、持分購入を行う予定の経済組織の企業登録に関する情報；分野、業種；設立株主のリスト、外国投資家である株主のリスト（ある場合）；経済組織への出資、株式購入、持分購入の実施前後の、定款資本における外国投資家の所有割合；出資、株式購入、持分購入の活動の取引額；経済組織の投資プロジェクトに関する情報（ある場合）。

b) 出資、株式購入、持分購入を行う個人又は組織、及び外国投資家が出資、株式購入、持分購入を行う経済組織に係る法的文書の写し；

c) 外国投資家と、出資、株式購入、持分購入を受ける経済組織との間における、出資、株式購入、持分購入に関する合意文書；

d) (2020年投資法第24条第2項b号及びc号で規定されている場合に対し) 外国人投資家から出資、株式購入、持分購入を受ける経済組織の土地使用権証明書の申告書（写しを添付）。外国投資家が出資、株式購入、持分購入を行う経済組織は、申告の正確性、信憑性に関して、法令の前に責務を負う。

4. 投資手続きの実施に係る幾つかの文書は、本文書に添付するモデル内容に従って作成される。

5. 外国投資家に対する市場アクセスの分野、業種及び要件：

5.1. 外国投資家に対する市場アクセスの分野、業種及び要件は、2020年投資法第9条において規定される。

5.2. 外国投資家に対する市場アクセスの要件は、現行の法令文書（法律、国会議決、国家常務委員会令、国会常務委員会議決、政令を含む）及びベトナム社会主義共和国が署名している国際条約の規定に従って検討される。

6. 国防、安全を確保するための条件の検討：

2018年6月8日付国防法 No.22/2018/QH14、2004年12月3日付国家安全保障法 No.32/2004/QH11、1994年5月19日付防衛施設及び軍事地帯の保護に関する法令 No.32-L/CTN、国家安全保障に関連する重要施設の保護に関する国会常務委員会令 No.32/2007/PL-UBTVQH11、1995年1月16日付防衛施設及び軍事地帯の保護に関する基準を公布する政令 No.04/CP、2014年4月29日付陸上国境地帯の規制に関する政令 No.34/2014/NĐ-CPに基づき、投資登録機関

は、2020年投資法第26条第2項c号及び第32条第1項d号に規定する各々の場合に対し、国防省及び公安省に意見を求める。

## Ⅱ. 2020年投資法が施行の効力を有する前に受領した投資プロジェクトに係る書類の処理

1. 2020年投資法第77条第11項の規定に基づき、2021年1月1日以降、2014年投資法、2015年11月12日付投資法の幾つかの条項を施行する詳細規定及びガイダンスに関する政令 No.118/2015/NĐ-CP の規定に従って受領された有効な書類が、2014年投資法及び政令 No. 118/2015/NĐ-CP に規定する（手続き）完了期限が過ぎているが、結果の返答がない場合、2014年投資法の規定に従って引き続き処理される。有効な書類は、政令 No.118/2015/NĐ-CP 第2条第11項の規定に従って確定される。

2. 2014年投資法、政令 No.118/2015/NĐ-CP に従って受領されるとともに、行政手続きの完了期限が2021年1月1日以降である場合、投資登録機関は、不足している書類の追加提出（ある場合）、又は提出された書類の各々の内容を調整して、2020年投資法の規定に従った手続きを実施するため、同法の規定に合致するよう、投資家にガイダンスを行う。

実施の過程において困難が発生した場合、適時にガイダンスを受けるため、各々の地方自治体が計画投資省に書面を送付することを、地方自治体に要請する。

(添付書類：省略)

### 宛先:

- 上記のとおり；
- 計画投資省の指導者；
- 各局ユニット：外国投資庁、企業登録管理庁、公共調達庁、企業開発庁、経済区管理局、投資管理・評価局、都市・インフラ局、地方・地域経済局、中央経済管理研究所；
- 計画投資省ポータル；
- 保管: VP、PC

大臣代理  
副大臣

(署名)

チャン・ズイ・ドン

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。